

市大承継教員・市大区分教員にかかる給与制度の改正について

平成31年4月1日に法人統合されて以降、令和4年3月31日までの期間については、統合にかかる特例措置適用期間として、市大承継教員・市大区分教員には、旧市大法人における給与制度が適用されていましたが、令和4年4月1日からは統合にかかる特例措置が終了となり、本法人の本来の制度の適用が開始されます。

これに伴い、令和4年3月末までと令和4年4月以降で生じる主な給与制度の改正について、以下のとおりお知らせします。

各項目の詳細については、別紙をご覧ください。

<主な給与制度の改正について>

1. 給料表及び地域手当について
2. 大学院担当にかかる給料の調整額について
3. 期末勤勉手当にかかる職務段階別加算率について
4. 退職手当にかかる調整額の区分について
5. 64歳以上の教員にかかる給与抑制措置について

※本資料における用語の定義については以下の通り

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 市大承継教員 | 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されており、合併により本法人に身分を承継された教員 |
| 市大区分教員 | 平成31年4月1日以降に本法人に採用され、採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務する者のうち、令和4年3月31日時点で（旧）市大給与制度が適用されていた教員 |

担当：大迫
TEL：072-254-9127

別紙

主な給与制度の改正について

1. 給料表及び地域手当について

令和4年3月までは、給料表については旧市大給与制度における教育職給料表が、地域手当の率については16%が適用されていましたが、市大承継教員及び市大区分教員については、令和4年4月以降も、経過措置として退職するまでの間、令和4年3月まで適用されていた旧市大給与制度における教育職給料表及び地域手当の率である16%が引き続き適用されます。

| | 令和4年3月まで | 令和4年4月以降 |
|-------|-------------------|----------|
| 給料表 | 旧市大給与制度における教育職給料表 | 変更なし |
| 地域手当率 | 16% | 変更なし |

<旧市大給与制度における教育職給料表>

別添1のとおり

<参考：令和4年4月以降に採用される教員の給料表及び地域手当率>

給料表：別添2のとおり

地域手当率：11.8%

2. 大学院担当にかかる給料の調整額について

令和4年3月までは、大学院担当にかかる給料の調整額については、各個人の受ける給料月額に、職階や担当する課程に応じた定率を乗じる形で支給額が決定されていましたが、令和4年4月以降は職階や担当する課程に応じた定額で支給額が決定されることとなります。

また、他の手当への反映について、これまでは他の手当の算定基礎に含まれていませんでしたが、今後は他の手当の算定基礎に含まれることとなります。

定率での支給から定額での支給となることに伴い、毎月の調整額の支給額については、一部の者を除いて、減少することとなりますが、調整額の支給額が期末手当・勤勉手当・退職手当の算定基礎に含まれることとなることから、これらの手当については支給額が増加することとなります。

| 令和4年3月まで | | |
|--|--------------------------|--|
| 区分 | 月額 | 他の手当への反映 |
| (1) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院 研究科博士課程を担当する教授 | (給料+給料に対する地域手当) ×8.5% | 地域手当、 期末手当、 勤勉手当、 退職手当の 算定基礎には 含まない |
| (2) 教授、研究指導等の業務に従事する博士課 程を担当する准教授及び講師 | (給料+給料に対する地域手当) ×8.0% | |
| (3) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院 研究科修士課程を担当する教授、准教授及び 講師 | (給料+給料に対する地域手当) ×4.0% | |
| (4) 教授、研究指導等の業務に従事し、博士課 程に在学する学生の指導に常時従事する助教 のうち、博士の学位を有するもの、修士課程 修了後5年以上の研究歴を有するもの、医科大 学若しくは大学の医学部を卒業後6年以上の 研究歴を有するもの又は大学卒業後8年以上 の研究歴を有するもので市立大学の助教又は 助手としての在職期間が6月以上のもの | (給料+給料に対する地域手当) ×4.0% | |



| 令和4年4月以降 | | | |
|---|-----|---------|----------------|
| 区分 | 職階 | 月額 | 他の手当への反映 |
| (1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師（以下 「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士後期 | 教授 | 46,200円 | 地域手当、 期末手当、 |
| | 准教授 | 40,200円 | |

| | | | |
|---|-----|---------|--------------------|
| 課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員 | 講師 | 38,100円 | 勤勉手当、退職手当の算定基礎に含める |
| (2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く） | 教授 | 30,800円 | |
| | 准教授 | 26,800円 | |
| | 講師 | 25,400円 | |
| (3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院共通教育科目担当教員」という。）のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当する者 | 教授 | 30,800円 | |
| | 准教授 | 26,800円 | |
| | 講師 | 25,400円 | |
| (4) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） | 教授 | 15,400円 | |
| | 准教授 | 13,400円 | |
| | 講師 | 12,700円 | |
| (5) 大学院共通教育科目担当教員（(3)に掲げる者を除く。） | 教授 | 15,400円 | |
| | 准教授 | 13,400円 | |
| | 講師 | 12,700円 | |
| (6) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教 | 助教 | 11,100円 | |

<他の手当の算定基礎となることに伴う各手当の増加額の例>

| 職階 | 調整額月額 ^{※1} | 増加額 | |
|-----|---------------------|-------------------------|--------------------|
| | | 期末手当・勤勉手当 ^{※2} | 退職手当 ^{※3} |
| 教授 | 30,800円 | 年間約 18.1 万円 | 約 145 万円 |
| 准教授 | 26,800円 | 年間約 14.7 万円 | 約 125 万円 |
| 講師 | 25,400円 | 年間約 13.9 万円 | 約 120 万円 |
| 助教 | 11,100円 | 年間約 5.8 万円 | 約 50 万円 |

※1 教授、准教授、講師は、上記令和4年4月以降の(2)、助教は上記令和4年4月以降の(6)に該当する場合の金額

※2 年間支給月数を4.3月として試算

※3 勤続35年で定年退職したものとして試算

3. 期末勤勉手当にかかる職務段階別加算率について

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算定する際の職務段階別加算率について以下のとおりとします。

- ・ 4 級について、一律 18% に統一
- ・ 1 級について、一律 5% に統一

| 級 | 令和 4 年 3 月まで | | → | 令和 4 年 4 月以降 |
|-----|--------------------|-------|---|--------------|
| | 区分 | 加算率 | | 加算率 |
| 4 級 | 管理職手当（1 種甲・乙）を受ける者 | 17.5% | → | <u>18%</u> |
| | 上記以外 | 15% | → | |
| 3 級 | | 10% | → | 10% |
| 2 級 | | 10% | → | 10% |
| 1 級 | 4 年制大学卒業後 6 年以上 | 5% | → | <u>5%</u> |
| | 上記以外 | 0% | → | |

※職務段階別加算について

職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、給料及び給料に対する地域手当の合計額に職務段階別加算率を乗じて得られる額が職務段階別加算として、期末・勤勉手当基礎額に加算されます。

4. 退職手当にかかる調整額の区分について

令和4年4月以降の在職期間にかかる退職手当にかかる調整額の区分について以下のとおりとします。

- ・ 4級について、一律新設の第2号の2区分（56,850円）に統一
- ・ 1級について、一律第7号区分（21,700円）に統一

| 級 | 令和4年3月まで | | | 令和4年4月以降 |
|----|-----------------------|--------------------|---|-----------------------------|
| | 区分 | 調整額 | | 調整額 |
| 4級 | 管理職手当（1種 甲・乙）を受ける者 | 59,550円 （第2号区分） | → | <u>56,850円</u> （第2号の2区分） |
| | 上記以外 | 54,150円 （第3号区分） | → | |
| 3級 | | 32,500円 （第5号区分） | → | 32,500円 （第5号区分） |
| 2級 | | 27,100円 （第6号区分） | → | 27,100円 （第6号区分） |
| 1級 | 勤続25年以上 | 21,700円 （第7号区分） | → | <u>21,700円</u> （第7号区分） |
| | 上記以外 | 0円 | → | |

※退職手当の調整額について

退職者の在職期間における各月に当該退職者が属していた調整額の区分に応じて、各区分の額のうち、高いものから順に60月分を積算した合計額が退職手当の調整額となります。

5. 64歳以上の教員にかかる給与抑制措置について

64歳以上の教員（医学研究科に勤務する教員を除く。）について、実施している給与抑制措置について、以下のとおり抑制措置の内容を改正します。

| 措置対象 | 令和4年3月まで | 令和4年4月以降 |
|--------------|----------------------------------|---|
| 給料月額 | 給料月額の20%を減額 | 減額措置なし |
| 期末手当 勤勉手当 | 支給月数を63歳以下の教員よりも20%引き下げ | 年間の支給月数を以下のとおりとする ・期末手当 特定管理教員 年間 0.36 月 それ以外 年間 0.46 月 ・勤勉手当 特定管理教員 年間 0.66 月 それ以外 年間 0.56 月 |
| 昇給 | 64歳以上は昇給を停止 (59歳以上は昇給を1/2に抑制) | 64歳以上の昇給停止なし (56歳以上は昇給を1/2に抑制) |